

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

－ 2024年 梅雨号 －



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail lk@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

令和6年度の労働保険年度更新

労働保険料の申告期間は**6月3日(月)～7月10日(水)**です。

令和6年度は雇用保険率には改定がありませんが、一部の業種の労災保険率に改定があります。令和6年度の労災保険の**概算保険料は新しい料率**で、令和5年度の**確定保険料はこれまでの料率**で申告します。

労災の保険料率は、下記をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/leaflet_r06.pdf

年度更新申告書の書き方については、5月末頃に送付された緑色の封筒の中の資料をご覧ください。

算定基礎届について

令和6年度の**算定基礎届**の提出期限は例年と同じく**7月10日(水)**です。

令和6年度の年金額が2.7%アップ

年金額は、賃金や物価の変動に応じて毎年4月に改定することとなっています。

今年度の老齢基礎年金は賃金変動率を基準に改定され、その満額は、**昭和31年4月1日以前**生まれの人が**年額813,700円**、**昭和31年4月2日以降**生まれの人は**年額816,000円**となりました。

なお、今年度の**国民年金保険料月額**は**16,980円**です。

在職老齢年金の支給停止調整額がアップ

在職老齢年金は、60歳以降、厚生年金の被保険者として働きながら受け取る老齢厚生年金のことです。

老齢厚生年金は、賃金(賞与込み月収)と年金の合計額が、支給停止調整額(令和6年度は**月50万円**)を上回る場合に、年金(報酬比例部分)の一部または全部が支給停止されます。この額は名目手取り賃金の変動に応じて改定され、昨年度は月48万円でした。

育児介護休業法が改正されました

育児介護休業法が改正され、5月31日に交付、一部事項を除き、**来年4月1日に施行**されることが決まりました。

今回の法改正には、会社に**残業免除を請求**できる対象者を**小学校就学前**の子を育てる労働者に拡大、**看護休暇**の対象となる子を小学校**3年生まで**に拡大、看護休暇の取得事由に子の**入学式参加などを追加**する、**介護離職防止**のための支援制度の強化、**個別の周知・意向確認**などが盛り込まれています。**子の看護休暇と介護休暇**について、**勤続6か月未満**の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みは廃止されました。

また、育児・介護と仕事の両立のための選択的措置に**テレワークを追加**しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

詳細については、今後の事務所ニュースでも取り上げていく予定です。

雇用保険法が改正されました

雇用保険法が改正され、来年4月1日以降、**順次段階的に施行**となります。

令和10年10月から雇用保険の被保険者要件を週所定労働時間**10時間以上**に変更し、適用対象を拡大するほか、今年10月から順次、教育訓練給付やリ・スキリング支援の充実、育児休業給付の安定的な財源確保などが盛り込まれています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001255172.pdf>

